様式第１号（第４条関係）

申請年月日　　　　　年　　　月　　　日

広川町長　様

移住支援金交付申請書

広川町地方創生移住支援金交付要綱第４条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 | 印 |  | 年　 　月 　　日 |
| 住所 |  | 電話 番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に  移住した家族の人数  （１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 |
| 上記家族の人数のうち  18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | テレワーク |  | 関係人口 |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①別紙１「移住支援金の交付申請に関する  誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| ②別紙２「移住支援事業に係る個人情報の  取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| ③申請日から５年以上継続して、広川町に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| ④(就業の場合のみ記載)就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の  親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の  親族に該当する |
| ⑤（テレワークの場合のみ記載）広川町への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思で  ある |  | Ｂ．所属先企業か  らの命令である |
| ⑥(就業の場合のみ記載）活用したマッチングサイト又はマッチング支援等 |  | 福岡県移住・就業マッチングサイト | | |
|  | 農林漁業就職応援サイト | | |
|  | ｅナースセンター（福岡県を登録） | | |
|  | 福岡県保育士就業マッチングサイト | | |
|  | 福岡県福祉人材センター | | |

※　上記①～⑤の確認事項でＢ．に該当する場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所（住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上の在住履歴を記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 住所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

５ （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６ （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 勤務先部署  所在地 |  |
| 勤務先へ  行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度　／　行くことはない　／　その他（　　　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（福岡県及び広川町使用欄） |  |

※提出書類

【必ず提出する書類等】

　□　写真付き本人確認書類の写し

　□　申請書（別紙１(誓約事項)、別紙２(個人情報取扱)を含む。）

　□　移住元の住民票除票の写し（２人以上の世帯の場合は世帯員分を含む。）

　□　振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し（申請人本人名義）

【場合により必要となる書類】

　□　＜福岡県移住・就業マッチングサイトを利用して就業、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業、人材確保困難職種への就業、関係人口に該当する場合＞就業先企業等の就業証明書（様式２－１）

　□　＜テレワークにより移住した場合＞所属先企業等の就業証明書（様式２－２）

　□　＜自営での農林漁業へ就業した場合＞支援策活用証明書（様式２－３）

　□　＜起業した場合＞起業支援金の交付決定通知書の写し

□　＜雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合＞

　　　東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

　□　＜東京圏のうちの条件不利地域※以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合＞在学期間のわかる卒業証明書又は成績証明書等

□　＜個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合＞

開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

※条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）